

第2期
愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画

2023年3月



あいさつ

競馬などの公営競技やばちんことといったギャンブル等については、多くの方が楽しんでいる一方で、それらにのめり込むことにより、日常生活や社会生活に支障が生じたり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連する問題を来たす場合もあり、ギャンブル等依存症問題への対策は極めて重要な課題です。

そのため、本県では、2018年10月に施行された「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づく計画として、2020年3月にギャンブル等依存症対策を総合的かつ効果的に推進するため、新たに「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

「ギャンブル等依存症の進行等の各段階に応じた対策と支援及び多重債務問題対策等の関連する施策との連携」を基本理念とし、「発症予防」、「進行・再発予防及び回復支援」、「依存症対策の基盤整備」、「多重債務問題等への取組」の4つの分野において、関係事業者を始めとする各機関との連携を図りながらギャンブル等依存症対策を推進しております。

このたび、本計画の策定から3年が経過し、その間のギャンブル等依存症に関する状況の変化と2022年3月に改定された国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、「第2期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

第2期計画では、新たにSNS等を活用した依存症の理解を深めるための普及啓発や関係機関との包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現に取り組むこととしており、引き続き、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進してまいります。対策の一層の推進にあたっては、国及び関係機関、民間団体、そして県民の皆様方との連携が不可欠です。誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、第2期計画に関わる全ての方々の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の改定に当たり、御尽力をいただきました愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会の委員の皆様を始め、貴重な御意見をいただきました多くの方々に対しまして、心から感謝申し上げます。

2023年3月

愛知県知事 大村秀章

目 次

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的な考え方・・・・・・・・ 3
- 3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務・・・・ 4

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

- 1 ギャンブル等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 ギャンブル等依存症問題の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III ギャンブル等依存症対策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- ※計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第二章 具体的な取組

I 発症予防

1 予防教育・普及啓発

- (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組・・・・ 12
- (3) 消費者向けの総合的な情報提供・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発・・・・ 16
- (5) 学校教育における指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (6) 金融経済教育における啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2 アクセス制限等

- (1) 本人・家族申告によるアクセス制限・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 営業所内におけるATMの撤去に関する取組等・・・・・・・・ 23

II 進行・再発予防及び回復支援

1 相談支援

- (1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援・・・・ 24
- (2) 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員における適切な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応・・・・ 29
- (4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上・・・ 30
- (5) 関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組・・・・ 31

2 家族への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

3	医療提供体制の整備	35
4	民間団体の活動に対する支援	37
5	社会復帰支援	
(1)	就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上	39
(2)	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援	40

III 依存症対策の基盤整備

1	依存症対策の体制整備	
(1)	包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現	41
(2)	関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備	43
2	人材の確保	45

IV 多重債務問題等への取組

1	多重債務問題への取組	47
2	違法なギャンブル等の取締りの強化	48

第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等 49

参考資料

資料1	ギャンブル等依存症対策基本法	52
資料2	ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議	58
資料3	ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】	59
資料4	愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱	60
資料5	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過	63
資料6	2021年度第1回県政世論調査「ギャンブル等依存症について」(抄)	64
資料7	愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査(抄)	66

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等については、多くの人々が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- そうした中、国において、2018年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体が取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。
- また、基本法においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るための、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定のうえ、少なくとも3年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更することが、国に義務付けられました。
- 都道府県についても、「基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するように努めること。」とされたうえ、少なくとも3年ごとに、都道府県の計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこととされました。
- このような状況を踏まえて、本県では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、国が2019年4月に策定した基本計画（以下「2019年基本計画」という。）を基本としつつ、2020年3月に県の実情に即した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「2020年県計画」という。）を策定しました。
- このたび、国は「2019年基本計画」について、策定から約3年が経過したこと等に伴い、所要の検討を加え、2022年3月に改定しました。（2022年3月に改定した計画を、以下「2022年基本計画」という。）本県も同様に、2022年基本計画を基本としつつ、県の実情を踏まえて、2020年県計画を2023年3月に改定する

ものです。(2023年3月に改定した計画を、以下「2023年県計画」という。)

- 2023年県計画に基づき、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条）

- 1 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。
- 2 略
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第23条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する計画を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

2 計画の性格、期間、基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の性格

2023 年県計画は、基本法第 13 条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

(2) 計画の期間

2023 年県計画の期間は、2023 年度から 2025 年度までの 3 年間とします。

(3) 計画の基本理念

2023 年県計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

- ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援
- イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

(4) 取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方にに基づき、具体的な取組を進めます。

ア PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

2023 年県計画に定める施策の目標については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。このため、2023 年県計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する関係事業者の取組、相談支援等の推進、医療提供体制の整備、社会復帰支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連する（ギャンブル等依存症及び関連して生ずるこれらの問題を、以下「ギャンブル等依存症問題」という。）ことに鑑み、ギャンブル等依存症問題の関係機関及び民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。このため、2023 年県計画においては、これらの連携体制の整備を図るために必要な施策を講じます。

3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務

- 基本法では、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民、医療・保健・福祉・教育・法務・矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者のそれぞれの責務が定められています。
- 県は、この2023年県計画に基づき、国や市町村及び他の機関、民間団体と積極的に連携し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

《それぞれの責務》

＜国＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

＜地方公共団体（県及び市町村）＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

＜関係事業者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止（以下、ギャンブル等依存症の「予防等」という。）に配慮するよう努める。

＜国民（県民）＞

- ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

＜ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内にある公営競技の状況

県内にある公営競技場は以下のとおりです。

	競技場名 (所在地)	競技施行者	2020 年度売上 【単位：百万円】
競馬	名古屋競馬場 (弥富市)	愛知県競馬組合	58,908
	中京競馬場 (豊明市)	JRA 日本中央競馬会	注1) 3,682
モーター ボート競走	ボートレース蒲郡 (蒲郡市)	蒲郡市	133,175
	ボートレースとこなめ (常滑市)	常滑市・半田市	52,768
競輪	名古屋競輪場 (名古屋市)	名古屋競輪組合	25,854
	豊橋競輪場 (豊橋市)	豊橋市	19,282

注1) オンライン売上を除く。

(2) 県内にある遊技場店舗等の状況

県内にある遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

	店舗数	機械設置台数		
		ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	合計
愛知県	463 か所	156,893 台	99,912 台	256,805 台

* 2021 年 12 月 31 日現在

出典：全日本遊技事業協同組合連合会 HP

2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症とは

- 依存症とはやめたくてもやめられない状態に陥ることであり、その種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう「プロセスへの依存」にあたります。
- 基本法においては、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義し、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して、支援を必要とする人々に対し、対策がとられるようにすることをその趣旨としています。

(2) ギャンブル等依存症の状況

ア ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査

2020 年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題実態把握をするため、基本法第 23 条に基づく初めての調査が行われています。

同調査では、調査対象者の過去 1 年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の 2.2%と推計しています。

なお、同調査の対象年齢は、18 歳から 74 歳で、「ギャンブル等依存が疑われる者」の男女別割合は、男性 3.7%、女性 0.7%です。本県の推計人口(2021 年 10 月 1 日現在)に、この年齢・割合をあてはめた場合、男性は約 10 万 1 千人、

女性は約1万8千人、全体で約11万9千人となります。

イ 2021年度第1回県政世論調査「ギャンブル等依存症について」

(以下「県政世論調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に関する県民の認識等を初めて調査しました。

同調査は、2021年7月に無作為抽出により県内在住の18歳以上の男女3千人を対象として郵送で実施し、回収率は54.9%でした。2023年県計画策定の基礎資料としています。

ウ 愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査

(以下「県内関係機関調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に係わる医療機関・相談支援機関の現場の声を初めて調査しました。

同調査は、2022年5月から同年6月に県内関係機関156箇所を対象として郵送・電子メールで実施し、回収率は73.1%でした。2023年県計画策定の基礎資料としています。

(3) ギャンブル等依存症問題の状況

基本法においては、ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することとしています。

ギャンブル等依存症問題については、各機関において相談支援等が行われており、その状況については、次のとおりです。

○ギャンブル等依存症問題に関する相談状況

表1 ギャンブル等依存症問題に関する相談状況(2020年度)

	全国	愛知県
精神保健福祉センターや保健所に寄せられた「ギャンブル等」に関する相談件数 ¹⁾	3,171件	177件
財務局や地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、借金をしたきっかけが「ギャンブル等」と判明したもの ²⁾	財務局 397件 地方公共団体 760件	東海財務局 51件 県及び市町村 46件

1) 衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告による

2) 金融庁調査による

◇保健行政（精神保健福祉センター、保健所、市町村）における依存症に関する相談件数（来所、電話、メールによる延相談件数）の推移（全国及び愛知県）

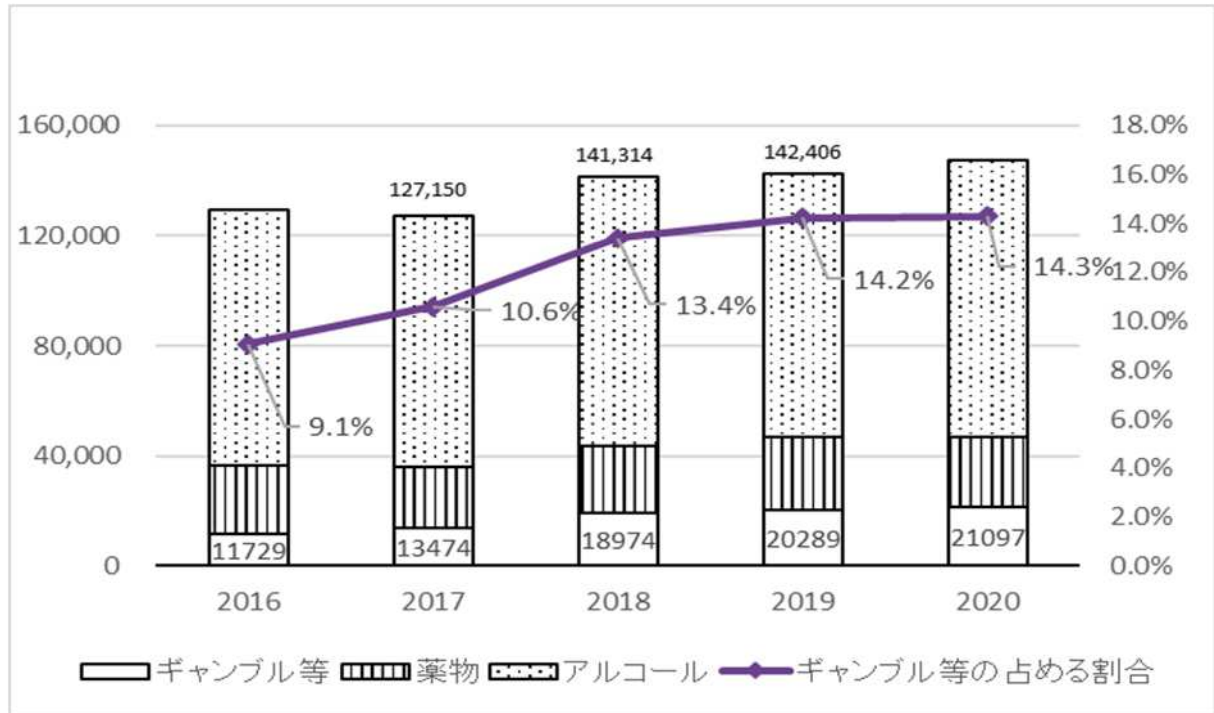


図1 依存症に関する相談件数推移（全国）

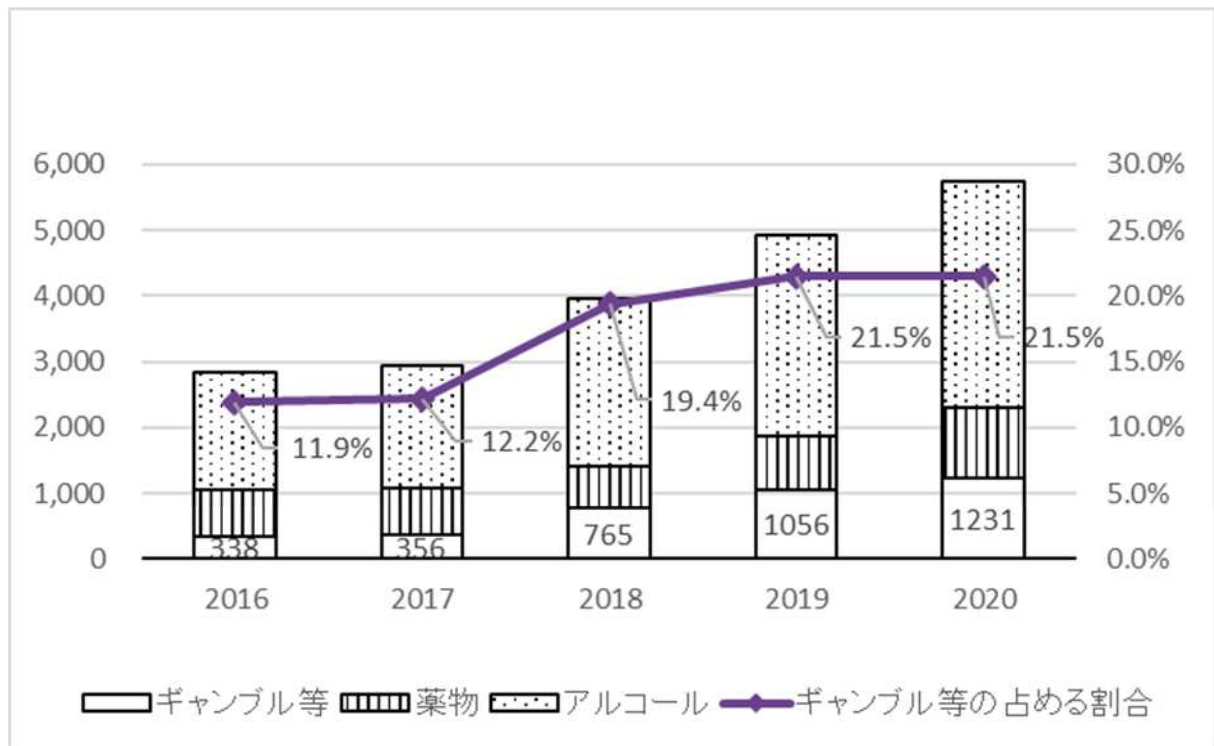


図2 依存症に関する相談件数推移（愛知県）

出典：地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

Ⅲ ギャンブル等依存症対策の方向性

ギャンブル等依存症対策については、基本理念及び基本的な考え方にに基づき、以下の4つの分野における対策を推進していきます。

1 発症予防

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。

2 進行・再発予防及び回復支援

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に係る様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

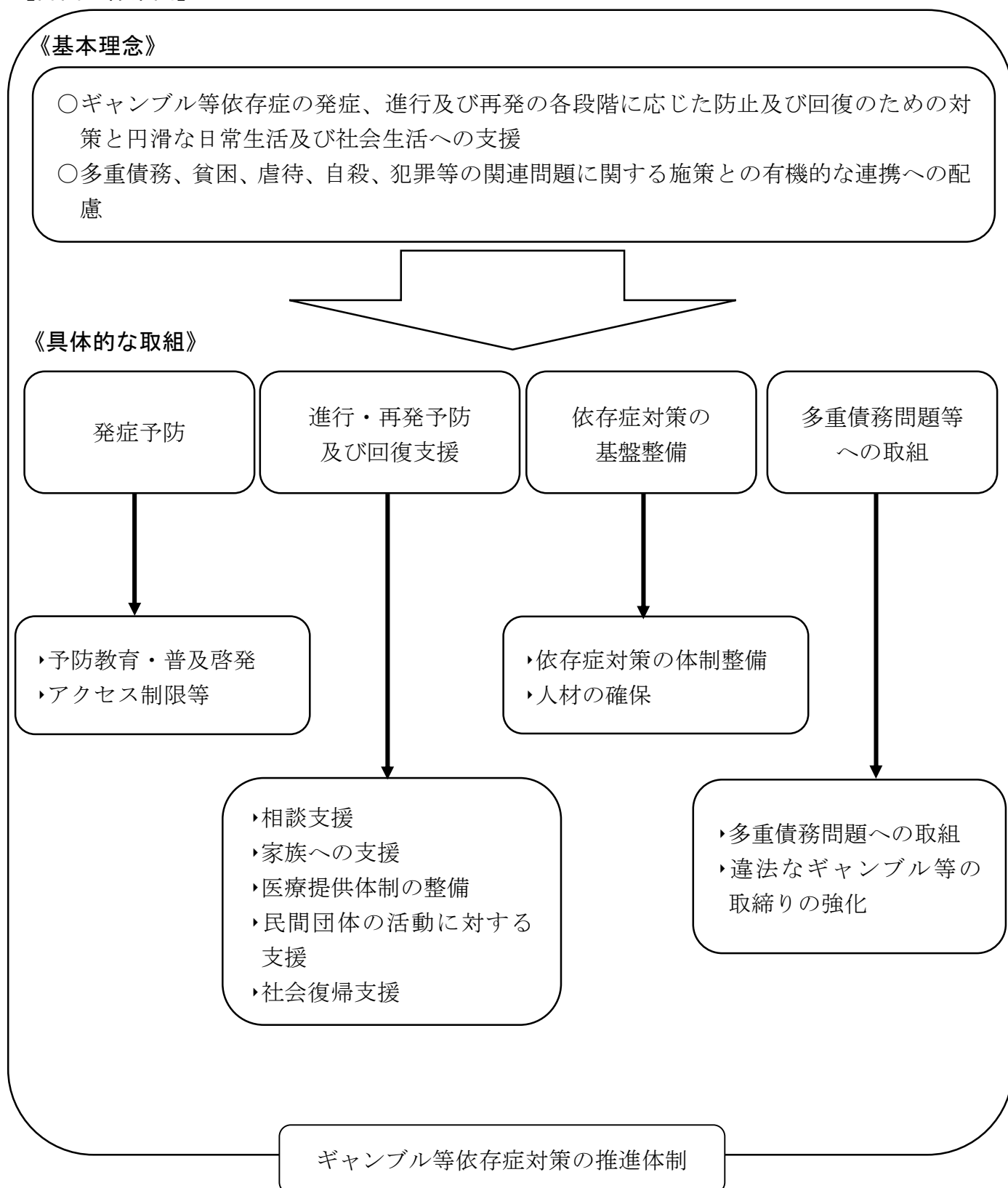
3 依存症対策の基盤整備

- ギャンブル等依存症対策の取組に関して、より効果的な実施を図るため、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

4 多重債務問題等への取組

- ギャンブル等依存症が多重債務、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の解決に資するため、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締りの強化により、ギャンブル等依存症問題の対策を進めます。

【計画の体系図】



第二章 具体的な取組

I 発症予防

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。

1 予防教育・普及啓発

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は誰もがなりうるものですが、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難いことがあります。
- また、ギャンブル等による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることに気づきにくく、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。
- 本県や名古屋市においては、2020年県計画に示したとおり、リーフレット配布などの取組を実施し、依存症の正しい理解の促進や相談窓口の周知を推進しました。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況などから、公営競技場における啓発資材を配布するイベントなどの対面啓発について、実施の難しい状況がありました。
- また、県政世論調査によれば、ギャンブル等依存症の認知度については、「聞いたことがある」が95.6%であった一方、基本法に定めるギャンブル等依存症問題啓発週間[毎年5月14日から同月20日まで](以下「啓発週間」という。)の認知度については、「知らない」が90.7%でした。

- さらに、県内関係機関調査によれば、継続的な普及啓発・相談窓口周知の重要性とともに、SNSの活用など新しい生活様式に相応しい啓発方法の必要性について、指摘がありました。
- これらを踏まえて、県民がギャンブル等依存症に関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を一層推進する必要があります。

<今後の取組>

- ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識や相談窓口に関する普及啓発リーフレットを県内関係事業者及び保健所の相談窓口等で配布するほか、SNSを始めとした多様な広報媒体の効果的な活用による普及啓発に取り組みます。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 啓発週間において、県民の間にギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、街頭や大規模店舗等で啓発資材を配布するイベントなどによる普及啓発に取り組みます。
〔保健医療局〕
- さらに、上記に関する取組を関係局と連携のうえ、ウェブサイトや広報誌等の活用により情報発信します。
〔保健医療局〕

(2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組

<現状及び課題>

- 県内関係事業者においては、2020 年県計画に示したとおり、注意喚起標語「馬券は 20 歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を活用した取組などを推進し、ギャンブル等依存症の発症予防に関する普及啓発を着実に実施しています。
- また、県内公営競技事業者の広告・宣伝については、2022 年 3 月に全国的な指針として策定・公表された全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」が遵守されています。更に、中京競馬場に関する広告・宣伝については、2022 年 7 月に日本中央競馬会(J R A)独自の広告・宣伝指針として策定・公表された「日本中央競馬会広告・宣伝指針」に則しています。
- 県内ぱちんこ事業者の広告・宣伝についても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。)による基準に基づき、過度に射幸心をあおる内容等にならないよう実施されています。
- 引き続き、県内関係事業者においては、ギャンブル等依存症に関する普及啓発にしっかりと取り組みつつ、過度に射幸心をあおることのないよう適切な広告・宣伝を行う必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ事業者に対し、風営適正化法に基づき、営業所周辺の広告・宣伝に関して、適切な指導を行っています。
- 県内関係事業者における普及啓発及び広告に関する取組は次のとおりです。
(相談支援や治療につなぐための取組は P31 を参照)

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスター等に掲載
- ・注意喚起標語ステッカーを勝馬投票券発売機等に掲示
- ・注意喚起標語「馬券の購入は20歳になってから」の場内モニター放映や場内放送による周知
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び名古屋けいばWEBページにより周知
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に掲載
- ・注意喚起標語ステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を勝馬投票券発売機に掲示
- ・注意喚起標語を競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）等に掲載
- ・啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び場内モニターにより告知
- ・広告・宣伝について、「日本中央競馬会広告・宣伝指針」に基づき、勝馬投票券購入を想起させる表現、高額的中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」等をポスター、ウェブサイト等で周知
- ・啓発週間において、啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」等をポスター、ウェブサイト等で周知
- ・啓発週間において、啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」をテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等で周知、ウェブサイトに掲載、ぱちんこ営業所内で掲示
- ・風営適正化法に基づき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告することの防止
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、ギャンブル等依存症に関する上記の普及啓発活動を通年実施するとともに、毎年度の啓発週間をターゲットとし、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動の強化に取り組みます。
- 県内関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものにならないよう取り組みます。
- 風営適正化法に基づき、県内ぱちんこ営業者に対し、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告または宣伝が行われないよう指導を行います。

〔警察本部〕

(3) 消費者向けの総合的な情報提供

<現状及び課題>

- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、消費者庁による注意喚起・普及啓発資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」の活用などを推進し、ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供を着実に実施しています。

引き続き、消費者に対して、ギャンブル等依存症に関する注意喚起や普及啓発の情報提供を適切に行う必要があります。

<今後の取組>

- 注意喚起・普及啓発資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に努めます。

〔県民文化局〕

- 消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報「あいち暮らしっく」など、多様な広報媒体を活用した情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。

〔県民文化局〕

- さらに、ギャンブル等依存症対策にかかる関係局等の取組について、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供に努めます。

〔県民文化局〕

(4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発

<現状及び課題>

- プロセスへの依存であるギャンブル等依存症については、治療・回復支援とギャンブル等依存症問題の解決支援とが「車の両輪」として進められることが必要なだけでなく、のめり込みを生じないようにするための啓発活動が極めて重要であり、地方公共団体の消費者行政においても、その一端を担うことが期待されています。
- 加えて、参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第5項においては、青少年に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及の必要性が示されています。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、消費者庁による啓発資料の活用などを推進し、ギャンブル等依存症に係る地域及び青少年等に対する普及啓発を着実に実施しています。
引き続き、地域における普及啓発の支援や青少年等に対する普及啓発にしっかりと取り組む必要があります。

<今後の取組>

- 消費者庁が示している啓発用資料及び青少年向け啓発用資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を促します。
〔県民文化局〕
- また、上記にかかる関係局等の取組について、消費生活情報サイト「あいち暮らし WEB」などを活用し、啓発週間や消費者月間等における情報発信に努めます。
〔県民文化局〕

《ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議》

第5項

政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

(5) 学校教育における指導

<現状及び課題>

- 学校教育において、ギャンブル等依存症については、学習指導要領等に記述がなく直接的な指導がなされていない状況でした。
- しかし、2018年3月に公示された高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）においては、保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患が取り上げられ、2018年7月公表の高等学校学習指導要領解説保健体育編体育編において、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにされています。なお、学習指導要領は2022年度入学生より年次進行で実施しています。
- また、学習指導要領の改訂も踏まえつつ、学校教育においてギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導を行うことを目的として、2018年度には、教師用指導参考資料『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』が作成されています。
- 本県においては、2020年県計画のとおり、2022年度入学生より順次実施される学習指導要領等に基づき、ギャンブル等依存症を含む精神疾患の指導に向けた準備をすることなどを掲げました。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などから、学習指導要領に関する教員研修実施の機会確保については、難しい状況が続いていたことを踏まえ、ギャンブル等依存症問題に関して十分な指導ができる教員の養成機会を、改めて確保する必要があります。

<今後の取組>

- 学習指導要領の内容に特化した研修のみならず、新任教員や中堅教員向けの階層別研修を始め、さまざまな研修において、必要に応じてギャンブル等依存症を含む精神疾患の内容を加えることなどにより、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成に努めます。
〔教育委員会〕
- 上記の実施に当たっては、教師用指導参考資料『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』を必要に応じて活用します。
〔教育委員会〕

(6) 金融経済教育における啓発

<現状及び課題>

- 金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックにおいては、多重債務防止の啓発が扱われており、多重債務に陥る原因や多重債務を抱えた場合の対処法、相談窓口等の周知が行われています。
- 本県においては、2020年県計画により、愛知県金融広報委員会と連携した普及啓発等と県立高校における実践的な消費者教育を推進しました。前者の取組は、関連講演にあたっての講師派遣であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などから、実施の難しい状況が続いたものの、後者の取組は、着実に実施しています。
引き続き、金融リテラシー向上の取り組みを通じて、しっかりとギャンブル等依存症に関する啓発を行う必要があります。

<今後の取組>

- 愛知県金融広報委員会と連携した金融教育への支援・金融知識の普及啓発の取組において、多重債務問題についての啓発を行います。
〔県民文化局〕
- 多重債務問題等を含む消費者教育の実践的な授業を県内の県立高校及び特別支援学校において実施し、その効果的な実施のため、学校等に対する外部講師の派遣等を行います。
〔県民文化局〕

2 アクセス制限等

(1) 本人・家族申告によるアクセス制限

<現状及び課題>

- 県内公営競技事業者においては、2020年県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症である者等が勝馬・勝舟・勝者投票券購入をやめることを望む場合またはその家族がこれらの投票券購入をやめさせることを望む場合に、公営競技場等への入場制限に取り組んでいます。しかし、入場制限の実施件数は乏しい状況です。
- その一方で、生活様式の変化等により、公営競技におけるインターネットを利用した勝馬・勝舟・勝者・勝車投票券の購入（以下「インターネット投票」という。）が増加しており、インターネット投票の購入限度額の設定について、競馬・モーターボート競走に加え、2022年度には競輪・オートレースも導入されました。
- さらに、国は2024年度までに、インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな注意喚起表示を導入することとしています。
- これらを踏まえて、県内公営競技事業者は、国の動向を注視し、本人・家族申告によるアクセス制限に取り組む必要があります。
- 県内ぱちんこ営業者においては、2020年県計画に示したとおり、自己申告による入店制限及び遊技使用上限設定プログラムと家族申告による入店制限プログラムを実施し、プログラムの導入は進んでいます。
引き続き、県内ぱちんこ営業者は、両プログラムを積極的に導入していく必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習で、本人・家族申告によるアクセス制限等の施策を含む依存症対策の取組の重要性について指導しています。
- 県内関係事業者におけるアクセス制限に関する取組状況は次のとおりです。

【愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組】

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施
- ・入場制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導の徹底

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

【JRA 中京競馬場における取組】

- ・JRA本部が定める手続きに沿った、本人・家族申請に基づく入場制限の実施

【参考1】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：2件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

【参考2】JRA 全国事業所における本人申請・家族申請での入場制限の実施件数

(2022年9月末現在)

- ・本人申請に基づき実施したもの：70件（制度導入以来の累計）
- ・家族申請に基づき実施したもの：3件（制度導入以来の累計）

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施
- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施
- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・本人申告または家族申告による入場制限の実施

【参考】本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2022年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・1日の遊技使用上限金額等を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する「自己申告プログラム」の実施
- ・利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」の実施

【参考】自己申告プログラム、家族申告プログラムの実施状況（2022年10月末現在）

- ・導入店舗数：自己申告プログラム 299店舗、家族申告プログラム 279店舗
- ・申告に基づき実施した店舗数：自己申告プログラム 37店舗、家族申告プログラム 6店舗

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、本人・家族申告によるアクセス制限にしっかりと取り組みます。
- また、本人・家族申告によるアクセス制限の認知度向上のため、積極的な周知を行います。
- 県内公営事業者は、インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな注意喚起表示導入等に関する国の動向に注視し、適切に対応します。
- 県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習において、客がする遊技が過度にわたることがないようにすることは、管理者が積極的に行うべき業務の一つとして指導します。

〔警察本部〕

(2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等

<現状及び課題>

- 公営競技について、20歳未満の者は投票券購入が禁止されていることから、2020年県計画に示したとおり、県内公営競技事業者は、警備員等による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、投票券購入禁止に係る取組を着実に実施しています。
引き続き、20歳未満の者の投票券購入禁止を徹底する必要があります。
- なお、国により警備員の目視等によらず、入場制限等をより効果的に実施するための支援ツールとして個人認証システムの研究が進められているところです。このため、県内公営競技事業者は、国の動向に留意する必要があります。
- ぱちんこについて、18歳未満の者は利用が禁止されていることから、2020年県計画に示したとおり、県内ぱちんこ事業者は従業員による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、利用禁止に係る取組を着実に実施しています。
引き続き、18歳未満の者の利用禁止を徹底する必要があります。
- なお、本県警察本部においては、風営適正化法に基づく管理者講習等により、18歳未満の者の立ち入り禁止を指導しています。
- 県内関係事業者における20歳未満の者による投票券購入の禁止等に関する取組状況は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対しての警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「地方競馬における20歳未満による勝馬投票券購入等防止対策指針」等による警備員等に対する教育、指導の徹底
- ・「20歳未満による勝馬投票券購入防止マニュアル」に基づき、20歳未満の者の勝馬投票券購入禁止を場内に周知のうえ、勝馬投票券購入防止のため警備体制を強化
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等をレース開催告知ポスター等に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー掲示、場内モニターで放映等

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対しての警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に基づき、警備員等に対する教育・指導を徹底
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を、レース開催告知ポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）掲示、競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）に掲載、場内モニターで放映等

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・従業員の巡回、防犯カメラの設置等により、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認の実施
- ・ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組の実施

<今後の取組>

- 県内関係事業者において、競技場内及び営業所内の警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券購入の禁止等の強化に取り組みます。
- 県内ぱちんこ営業者に対し、許可証交付時や管理者講習時に、18歳未満の者の立ち入り禁止に関して指導のうえ、立入り等の機会を活用し、適切な運用を確認します。
〔警察本部〕

(3) 営業所内における ATM の撤去に関する取組等

<現状及び課題>

- ATM について、2020 年県計画に示したとおり、県内公営競技場及び場外勝馬投票券等売り場に設置はありません。
ただし、県内ぱちんこ営業所内には設置されている場合があるため、ATM が設置されている営業所は、順次撤去が進められています。
引き続き、ATM の順次撤去を推進する必要があります。
- 県内ぱちんこ営業所における ATM の設置状況は次のとおりです。

〔愛知県遊技業協同組合における設置状況〕(2022 年 10 月末現在)

- ・ぱちんこ営業所における ATM 設置数：48 台（48 店舗）

- 遊技機の設置について、2020 年県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業所においては、2018 年 2 月の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）の改正に伴い、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正規則適合の遊技機に入れ替える必要が生じましたが、この入れ替えは完了しています。

<今後の取組>

- ATM が設置されているぱちんこ営業所においては、契約期間満了時に契約を更新しないこと等により、順次撤去を行えるか検討し、その結果に基づき撤去を開始します。

Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関係する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

1 相談支援

(1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援

<現状及び課題>

- 本県及び名古屋市においては、それぞれ愛知県精神保健福祉センター（以下、「県精神保健福祉センター」という。）及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼ（以下「こころぼ」という。）をギャンブル等依存症相談拠点とし、依存症相談員の配置、専門相談窓口の開設、さらに市町村、保健所、相談支援事業所及び医療機関等職員を対象としたギャンブル等依存症の関連研修等を実施しています。
- また、ギャンブル等依存症である者を対象に、県精神保健福祉センターにおいては、あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム「ART-G」（詳細はP26参照）を、こころぼにおいては、名古屋ギャンブル障害回復トレーニングプログラム「NAT-G」（詳細はP26）を実施しています。
- なお、県精神保健福祉センターによる「ART-G」について、2021年度から愛知県司法書士会との連携協力のもと、多重債務や消費生活に係る「暮らし相談」とともに実施することで、生活の維持・再建支援にも取り組んでいます。
- このほか、本県、名古屋市及び中核市の保健所等において、精神保健福祉に関する相談窓口の開設により、ギャンブル等依存症に関する問合せや相談を受け付けています。

- このように、ギャンブル等依存症相談拠点である県精神保健福祉センター、
ここらぼそして保健所等により、相談支援及び回復支援を着実に実施のうえ、
関係団体との連携協力に基づく新たな治療と生活支援の複合的な取組を展開
しています。
引き続き、両相談拠点を要として、相談支援と回復支援の一層の充実に取り
組む必要があります。

<今後の取組>

- 県精神保健福祉センター及びここらぼをギャンブル等依存症相談拠点とし
て位置づけ、専門相談窓口等をウェブサイト等により広く県民に周知します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の回復支援として、
「ART-G」と「暮らし相談」を複合的に実施します。
〔保健医療局〕
- また、県保健所等においても、ギャンブル等依存症回復支援プログラムの内
容を踏まえた相談支援が行えるよう、県精神保健福祉センターにおいて、保健
所職員等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修
を行います。
〔保健医療局〕
- ここらぼにおいて、ギャンブル等依存症の回復支援として、「NAT-G」を実施
します。
〔名古屋市健康福祉局〕
- 県精神保健福祉センター及びここらぼは、ギャンブル等依存症に関する基礎
研修等を実施し、市町村、保健所、相談支援事業所及び医療機関等職員のギヤ
ンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

◇ギャンブル等依存症回復支援プログラムについて

≪ART-G≫（愛知県精神保健福祉センター 実施プログラム）

○名称

あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム
(ART-G: Aichi addiction Recovery Training program for Gambling disorder)

○経緯及び内容

- ・島根県心と体の相談センターが作成したプログラム (SAT-G) を参考にして開始
- ・ギャンブルに関連する悩みを抱える仲間が集まり話し合い、分かち合うことで、ギャンブルに対し、どのように対処したら良いか、テキストも用いながら、一緒に考える。

○対象者

- ・愛知県（名古屋市を除く）にお住まいの方
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたい（やめたい）と考える方
- ・事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき2時間）

≪NAT-G≫（名古屋市精神保健福祉センターこころほ 実施プログラム）

○名称

なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム
(NAT-G: Nagoya Addiction recovery Training for Gambling disorder)

○経緯及び内容

- ・島根県心と体の相談センターが作成したプログラム (SAT-G) を参考にして開始
- ・「自身のギャンブル等の問題の整理」「ギャンブル等の再発防止に向け具体的対処法と今後の備え」などについてテキストを用いてグループで学ぶ。

○対象者

- ・名古屋市内にお住まいの方（在勤・在学含む）
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたい（やめたい）と考える方
- ・事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき1～2時間程度）

(2) 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員における適切な支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があること、医療機関や相談支援体制が十分でないこと及び治療や支援に関する情報が得られにくいこともあるなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難い場合があります。
- そのため、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があります。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、女性相談センターの相談員、母子・父子自立支援員及び児童相談所職員等について、以下のとおり、所定のガイドライン等に基づき対応と支援を実施しています。
- 女性相談センター（駐在室を含む）の相談員や市町村の女性相談担当は、ギャンブル等依存症について関係機関と連携して対応する旨が記載された「婦人相談所ガイドライン」（2019年7月18日一部改訂）を活用し、ギャンブル等依存症について関係機関との連携を実施しています。
- 本県及び各市の母子・父子自立支援員は、ギャンブル等依存症について相談者に関係機関の情報提供をする旨が記載された「ひとり親家庭支援の手引き」（2018年12月26日一部改訂）を活用し、相談者にギャンブル等依存症に関する支援団体等の適切な情報提供を実施しています。
- 本県及び名古屋市の子童相談所職員は、依存症などの問題を抱える保護者に対する児童相談所等における具体的な対応方法等について盛り込まれている「子ども虐待対応の手引き」（2013年8月23日一部改訂）に基づき、ギャンブル等依存症を含む依存症などの問題を抱える保護者に対し、適切な対応を行っています。
- このほか、2020年県計画においては、障害福祉サービス等に従事している者は、相談支援や共同生活援助（グループホーム）などの障害福祉サービス等を利用しているギャンブル等依存症である者等と関わる場合があるとしたうえで、当該従事者にギャンブル等依存症問題に対する知識や支援技術が不足していることがあるという課題を示しました。
- 発達障害者支援センター職員は、ギャンブル等依存症である者等の背景に発達障害が疑われる場合には相談に応じ、適切な相談機関や支援機関を案内しています。

- 女性相談センターの相談員、母子・父子自立支援員及び児童相談所職員等に加え、障害福祉サービス等に従事している者及び発達障害者支援センター職員といった福祉関連従事者には、様々な課題に応じた研修機会などの活用により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の周知を図っています。
- また、本県においては、障害福祉サービス等に従事している者等に対しては、ギャンブル等依存症を含む精神障害について、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修などを実施しています。
引き続き、福祉関連従事者について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

<今後の取組>

- 福祉関連従事者は、相談等支援に当たって、ギャンブル等依存症問題が関係する場合には、ガイドラインや手引き等に基づき、様々な支援に関する案内に加え、治療機関や相談支援機関との連携を図る等、適切に対応します。
〔福祉局〕
- 本県においては、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。
〔福祉局〕

(3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応

<現状及び課題>

- 消費者庁及び金融庁においては、消費生活相談窓口及び地方公共団体等に設置されている多重債務相談窓口に対し、「ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を周知し、現場での相談対応の円滑化及びギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築しています。
- 本県においては、2020年県計画で示したとおり、愛知県消費生活総合センターの多重債務相談及び消費生活相談で、対応マニュアル等を参考としつつ、適切に相談に応じること、こうした相談に応じる消費生活相談員等に相談事例等の研修を行うこと及び愛知県多重債務者対策協議会を活用し連携体制の構築を図ることについて、着実に実施しました。
引き続き、多重債務相談及び消費生活相談の的確かつ円滑な対応を確保する必要があります。

<今後の取組>

- 愛知県消費生活総合センターにおいて、多重債務相談等を行うとともに、ギャンブル等依存症の関係が疑われる場合については、対応マニュアル等に基づき、適切な専門機関の紹介に努めます。
〔県民文化局〕
- 消費生活相談員研修会の機会などを活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関・治療機関に関する情報の提供などに努めます。
〔県民文化局〕
- 愛知県多重債務者対策協議会にギャンブル等依存症対策担当課が参画し、ギャンブル等依存症を背景とした多重債務問題について、関係者が連携して取り組みます。
〔県民文化局〕

(4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上

<現状及び課題>

- 2013年の生活保護法改正においては、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務が規定され、保護の実施機関は、必要に応じて、助言・指導等を行うこととされました。
- 保護の実施機関を担う生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症に関する研修については、特に2つが挙げられます。
一つは、厚生労働省による生活保護担当ケースワーカー全国研修会、もう一つは、本県による初任者ケースワーカー等を対象とした生活保護関係職員研修です。いずれもギャンブル等依存症に関する知識の向上とその対応策の周知を含む内容です。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、生活保護担当ケースワーカーについて、全国研修会や本県生活保護関係職員研修などにより、ギャンブル等依存症に関する知識等の修得を図っています。
引き続き、両研修などの活用により、生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症に関する知識等の修得を図る必要があります。

<今後の取組>

- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。
〔福祉局〕

(5) 関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組

<現状及び課題>

- 公営競技では、ギャンブル等依存症の相談窓口として、全国公営競技施行者連絡協議会により、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」が設置され、全国モーターボート競走施行者協議会により、「ギャンブル依存症予防回復支援センター」が設置されています。
- 県内公営事業者は、2020年県計画に示したとおり、ポスター、リーフレット及びウェブサイト等の様々な媒体を通じて、これらの相談窓口の周知を図っていますが、引き続き、十分な周知を図る必要があります。
- ぱちんこでは、ギャンブル等依存症の相談窓口として、パチンコ・パチスロ産業21世紀会の支援により、リカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）が設置されています。また、ぱちんこ営業所には、ぱちんこ依存症防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置が進められています。
- 県内ぱちんこ営業者は、2020年県計画に示したとおり、ポスターやリーフレット等の様々な媒体を通じて、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の周知を図っていますが、引き続き、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置を進めつつ、十分な周知を図る必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習等により、客に対する情報の提供として、依存症防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告掲載等の取組も重要な施策の一つとして指導しています。
- 県内関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競馬場及び場外勝馬投票券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・相談窓口である愛知県競馬組合総務広報課総務係について、出走馬一覧表に電話番号を掲載

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の相談窓口等を掲載した啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口を掲載したポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場内に掲示
- ・啓発週間において、場内モニターで啓発週間の告知とともに、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を紹介

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・「ギャンブル依存症予防回復支援センター」等の相談窓口について、競走場及び場外舟券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・「ギャンブル依存症予防回復支援センター」等の相談窓口について、競走場及び場外舟券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競走場及び場外車券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・競輪場における相談窓口の設置

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競走場及び場外車券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・競輪場における相談窓口の設置

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこ依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロードバイザー」として配置

【参考】安心パチンコ・パチスロードバイザーの配置数（2022年11月1日現在）

- ・配置店舗数：418店舗
- ・配置人数：2137名
- ・「安心パチンコ・パチスロードバイザー」による『安心パチンコ・パチスロードバイザー』活動の手引き（Q&A）等を活用した相談等への対応とRSNをはじめとした相談支援機関等を紹介
- ・「安心パチンコ・パチスロードバイザー」について、ポスター掲示やリーフレット配布等により、客やその家族等に周知

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者は、公営競技場及びぱちんこ営業所等において、相談対応や相談窓口の周知を行います。
- 愛知県遊技業協同組合は、「安心パチンコ・パチスロードバイザー」について、配置を推進しつつ、ポスター掲示やリーフレット配布等により、客やその家族等に周知を図ります。
- 県内ぱちんこ営業者に対して、風営適正化法に基づく管理者講習等により、客に対する情報の提供として、依存防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告掲載等の取組の重要性を指導します。

〔警察本部〕

2 家族への支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために借金を重ねる場合も多く、ギャンブル等依存症である者のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることがあります。
- また、ギャンブル等依存症は「否認の病」と言われることもあり、ギャンブル等依存症である者が自ら相談窓口や医療機関につながる事が難しく、家族等の周囲からの働きかけが重要であると言われています。
- 県精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症に関する相談を実施していますが、家族からの相談件数は、2021年度で全体の半分程となっていることから、ギャンブル等依存症である者だけでなく、その家族への支援も重要であると言えます。

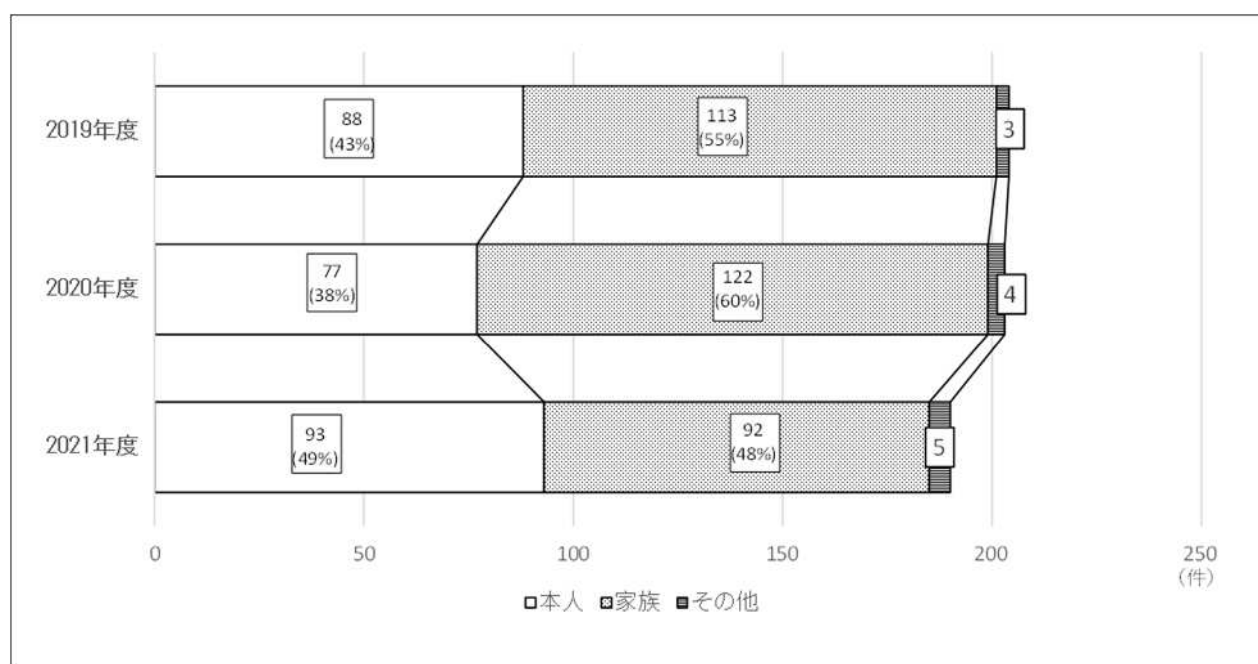


図3 県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談者の内訳（2019～2021年度 電話・面接相談実件数）

- 本県においては、2020年県計画により、ギャンブル等依存症である者の家族に対して、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が浸透していない場合もあり、家族申告によるアクセス制限をはじめとする様々な取組や相談窓口等が家族に十分に認識されていないことや、関係機関の連携による家族支援も十分ではないことを課題として示しました。

- こうした課題を踏まえて、ギャンブル等依存症である者の家族への支援として、主に以下の取組を着実に実施しました。
 - ・ 県内関係事業者における家族申告によるアクセス制限の運用と周知
 - ・ 県精神保健福祉センター、こころぼ及び保健所における家族相談の実施
 - ・ 県精神保健福祉センター及びこころぼによる家族が依存症を学ぶための講演会や家族教室の実施
 - ・ 県精神保健福祉センターによるギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議において県内関係事業者と相談支援機関との円滑な連携を調整

このほか、自助グループによる家族相談や講演会等のイベントも展開されています。
- このように 2020 年県計画に定めた様々な取組の実施により、ギャンブル等依存症である者の家族への支援を強化しました。

引き続き、家族にギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解の浸透を図りつつ、適切な支援窓口に円滑につなぐため、家族への支援について、一層の充実を図る必要があります。

<今後の取組>

- 県内関係事業者において、家族申告によるアクセス制限及び「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の家族も活用できる相談支援などの周知を図ります。
- 県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした講演会実施に加え、民間団体等との連携強化により、家族相談の機会の充実をめざし、適切な支援窓口への円滑な案内に取り組みます。

〔保健医療局〕
- こころぼにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした家族教室や、家族も含む広く市民を対象とした講演会実施など、家族相談の機会の充実を図ることにより、適切な支援窓口への円滑な案内に取り組みます。

〔名古屋市健康福祉局〕
- 金融庁による注意喚起・普及啓発資料等について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーに配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用の働きかけなどに努めます。

〔県民文化局〕
- 県精神保健福祉センターによるギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議について、関係事業者と相談支援機関等との円滑な連携体制の構築を図ることで、家族申告によるアクセス制限を申請した家族等に対し、必要に応じて相談窓口や治療機関につなぐ仕組づくりに取り組みます。

〔保健医療局〕

3 医療提供体制の整備

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関や専門医の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分ではありません。
- 都道府県・政令指定都市については、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関の整備を進めることとされています。
- 2023年2月現在、愛知県及び名古屋市における専門医療機関等の整備状況は以下のとおりです。

表2 県内の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関

区分	種別	医療機関名	所在地
依存症専門医療機関	アルコール健康障害	桶狭間病院藤田こころケアセンター	豊明市
		刈谷病院	刈谷市
		南豊田病院	豊田市
		可知記念病院 岩屋病院	豊橋市
		上林記念病院	一宮市
		絃仁病院 八事病院 西山クリニック あらたまこころのクリニック	名古屋市
	薬物依存症	桶狭間病院藤田こころケアセンター	豊明市
		岩屋病院	豊橋市
		刈谷病院	刈谷市
		絃仁病院 西山クリニック	名古屋市
	ギャンブル等依存症	堀クリニック	刈谷市
		西山クリニック	名古屋市
依存症治療拠点機関	アルコール健康障害	刈谷病院	刈谷市
		八事病院 西山クリニック	名古屋市
	薬物依存症	刈谷病院	刈谷市
		西山クリニック	名古屋市
	ギャンブル等依存症	西山クリニック	名古屋市

- 2020年4月からアルコール健康障害について、南豊田病院始め4病院が専門医療機関に加わりました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関では厳しい状況が続いていますが、刈谷病院は薬物依存症について、2021年4月から専門医療機関に加わり、2022年4月には治療拠点機関となりました。

- しかし、ギャンブル等依存症について、名古屋市内は依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関ともに整備されていますが、名古屋市内を除く愛知県内では依存症専門医療機関の整備にとどまっています。
- なお、医療機関において、ギャンブル等依存症に関する専門プログラムの実施を拡大し、依存症専門医療機関の拡充につなげるため、県精神保健福祉センターにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を実施しています。また、名古屋市においては、依存症治療拠点機関に委託して依存症医療研修を実施しています。
- このほか、愛知県地域保健医療計画において、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化をすることとしており、ギャンブル等依存症を含む各精神疾患について対応できる医療機関を調査し明らかにしています。
- 2020年県計画において、ギャンブル等依存症を始めとした依存症専門医療機関の拡充や治療拠点機関の選定等を示しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などから、ギャンブル依存症の医療提供体制の整備は難しい状況でした。
引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ、ギャンブル等依存症の専門医療機関等の整備に取り組む必要があります。

<今後の取組>

- 県内医療機関に対し、依存症対策全国研修センターによる依存症の専門研修受講を案内し、専門医の確保を図ること等により、依存症専門医療機関の拡充に努めます。
〔保健医療局〕
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえたうえ、依存症治療拠点機関の設置に向けて積極的に取り組みます。
〔保健医療局〕
- 愛知県地域保健医療計画に基づく、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化に関する取組として、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を調査し、結果についてウェブサイト等により公表します。
〔保健医療局〕
- 依存症専門医療機関の拡充のため、ギャンブル等依存症に関する専門プログラムが医療機関において行えるよう、県精神保健福祉センターにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。また、名古屋市においては、依存症治療拠点機関に委託して依存症医療研修を実施します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

4 民間団体の活動に対する支援

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症の自助グループとしては、ギャンブル等依存症である者等本人の集まりであるギャンブラーズ・アノニマス（以下「GA」という。）やギャンブル等依存症である者の家族等の集まりであるギャマノンがあり、全国の様々な会場で、「言いつ放し、聞きつ放し」を原則として、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを開催しています。
- ギャンブル等依存症から回復することは、当事者一人だけでは難しいため、同じ目的を持った仲間と一緒に回復に取り組むことができるよう、自助グループにつながる必要があるとされています。
- 2022年9月現在、愛知県内の主なギャンブル等依存症の回復者等による自助グループは以下のとおりです。

表3 県内の主なギャンブル等依存症の回復者等による自助グループ

団体名	主な活動内容
GA（ギャンブラーズアノニマス）	本人同士によるギャンブル等依存症からの回復を目指す全国規模の自助グループ ミーティングを県内各所で開催
GAM-ANON（ギャマノン）	ギャンブル等依存症の問題の影響を受けた家族等のための自助グループ ミーティングを県内各所で開催

- 本県及び名古屋市においては、2018年度より民間団体による以下の活動について、その活動の一部を助成する支援を行っています。
 - ① ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動
 - ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供
 - ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動
 - ④ 自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供など、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援
- また、ここらぼにおいては、自助グループ等の活動内容に関する発表機会の提供と普及啓発を目的とした「アクション・セッション」を実施しています。
- 本県及び名古屋市においては、2020年県計画に示したとおり、自助グループは、ギャンブル等依存症の回復等に重要な役割を担う地域の貴重な社会資源であることから、自助グループ活動の周知や助成に加え、啓発事業の連携等に着実に取り組んでいます。

自助グループについて、その意見を十分に聴取し、引き続き、活動の支援と連携の強化を図る必要があります。

<今後の取組>

- 自助グループについて、様々な活動の見学とともにヒアリングによる意見聴取を行い、回復支援活動等の周知や啓発事業を始めとした幅広い連携を図ります。

〔保健医療局〕

- 民間団体の活動に対し、その活動の一部を助成する支援を行うとともに、県民が民間団体を必要に応じて活用できるよう、ウェブサイト等による積極的な周知を図ります。

〔保健医療局〕

- ここらぼにおいて、「アディクション・セッション」を実施し、自助グループの活動内容に関する発表機会の提供と普及啓発を図ります。

〔名古屋市健康福祉局〕

5 社会復帰支援

(1) 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があること、医療機関や相談支援体制が十分でないこと及び治療や支援に関する情報が得られにくいこともあるなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難い場合があります。
- そのため、円滑な社会復帰に向けて、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある就労支援関係者が知識を習得することにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- 求職者については、ギャンブル等依存症であっても、本人の自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、求職者に対して、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要があります。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援関係者に対して、様々な研修の活用等により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の周知を図っています。
引き続き、就労支援関係者について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

<今後の取組>

- 県精神保健福祉センター等による研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。
〔労働局〕
- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口において、ギャンブル等依存症問題に関するリーフレット等を活用し、ギャンブル等依存症により悩んでいる求職者等に対しギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する情報を伝え、適切な支援につなげられるよう努めます。
〔労働局〕

(2) ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

<現状及び課題>

- 生活困窮者については、ギャンブル等依存症も含め、複合的な課題を抱える場合があるため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態に応じたきめ細かな支援が行われています。
- 支援決定を行った者のうちには、「その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害等）」を抱える者があり、依存症に関する相談も含まれています。
- そのため、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症問題に関する知識等を修得することが必要です。
- 本県においては、2020 年県計画に示したとおり、町村部在住の生活困窮者に対する包括的な相談支援を担う福祉相談センター職員や生活困窮者支援を担う市町村職員等に対して、関連研修の機会の活用等により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図っています。
引き続き、生活困窮者支援担当職員等について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

<今後の取組>

- 国や本県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援を担当する職員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。（P30 参照）
〔福祉局〕

Ⅲ 依存症対策の基盤整備

対策の方向性

- ギャンブル等依存症対策の取組に関して、より効果的な実施を図るため、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

1 依存症対策の体制整備

(1) 包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現

<現状及び課題>

- 都道府県・政令指定都市については、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催することとされています。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市との協同により、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）を開催し、当事者団体及び家族団体、ギャンブル等依存症支援関係団体、保健医療福祉関係機関、関係事業者及び多重債務問題関係団体等を構成員として、顔の見える関係づくりを行い、関係機関の包括的な連携協力体制の着実な構築を図っています。
- ただし、県内関係機関調査により、関係機関同士の顔の見える関係づくりの重要性に加え、相談支援機関と医療機関の役割や専門性の見える化を図る必要性も指摘されました。
- また、2022年基本計画は、内閣官房が2023年度を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施し、厚生労働省が内閣官房における調査を踏まえ、現在の支援体制の有効性に係る検討に着手するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進により、市町村における地域精神保健の充実等の具体化を図ることとしています。
- 引き続き、関係機関連絡会議等により、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現に向けた取り組みを進める一方、国の動向を注視し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関して、適切に対応する必要があります。

＜今後の取組＞

- 県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市と協同のうえ、関係機関連絡会議を実施し、ギャンブル等依存症問題について、関係機関が相互理解を深め、包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現をめざすこととし、以下の取組を推進します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
 - ① ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター等の各種相談窓口において早期に発見し、県精神保健福祉センター・ここらぼ・保健所等の相談支援機関、専門医療機関等へと早期につなげられるようにする。
 - ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することを踏まえ、包括的な連携協力体制を通じて、様々な機関が連携して対応する。
 - ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害などの他の精神障害も抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげるため、包括的な連携協力体制の枠組を活用する。
 - ④ 各機関の支援内容や課題を共有のうえ、役割分担の整理を含めた改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携を図り、あわせて従業者教育・普及啓発を推進する。
- 関係機関・関係団体について、顔の見える関係づくりを一層推進するため、連携強化を図る研修や協同イベントの実施をめざします。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の推進にあたって、国の動向を注視し、ギャンブル等依存症である者等に関して、適切に対応をします。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 消費生活相談窓口等の各相談支援機関において、ギャンブル等依存症問題に関する相談を受けた際には、対応マニュアル等の活用等により、連携協力を努めます。
〔県民文化局〕

(2) 関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備

<現状及び課題>

- 県内関係事業者においては、2020年県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策に関して着実に体制整備を図っています。
- 県内関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等の取組は次のとおりです。

〔愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組〕

- ・「地方競馬依存症相談窓口運用マニュアル」に基づく依存症対応責任者（総務部総務広報課長）の設置
- ・同マニュアルの活用による相談等対応及び従事者の関連講習会（地方競馬全国協会（NRA）及び全国公営競馬主催者協議会実施）受講

〔JRA 中京競馬場における取組〕

- ・「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づく、ギャンブル等依存症対策上席責任者（中京競馬場場長）および対策責任者（お客様課担当管理職）を設置
- ・「ギャンブル障害に関するお客様対応マニュアル」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）の活用による相談等対応
- ・役職員について、eラーニング研修（日本中央競馬会（JRA）本部作成）受講
- ・従業員について、適切な顧客対応の観点からギャンブル等依存症に関する知識を習得するための研修受講

〔ボートレース蒲郡における取組〕

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（ボートレース事業部長）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターボート競走施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターボート競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

〔ボートレースとこなめにおける取組〕

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（管理者）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターボート競走施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターボート競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

〔名古屋競輪場における取組〕

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（事務局長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

〔豊橋競輪場における取組〕

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（競輪事務所長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

〔愛知県遊技業協同組合における取組〕

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」として配置
- ・依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等に基づく、依存症防止対策の従業員教育の実施
- ・風営適正化法施行規則に基づく管理者業務として、ぱちんこへの依存防止対策の実施

- なお、本県警察本部においては、2020年県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者に対し、報告及び立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適切に確認しています。

<今後の取組>

- 県内公営競技事業者において、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策の体制整備を図ります。
- 愛知県遊技業協同組合において、ぱちんこ営業所に安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置を進めつつ、依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等の活用により、依存症防止対策についての従業員教育の推進を図ります。
- 県内ぱちんこ営業者に対して、風営適正化法に基づく立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適宜確認し、取組を促進します。
〔警察本部〕

2 人材の確保

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保・養成を図る必要があります。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、こうした人材の確保・養成に関する研修実施に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染防止等を踏まえ、研修の中止や研修のオンライン化等の対応に迫られました。
- このような状況を踏まえて、オンラインの活用を含む効果的な研修手法により、ギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等を有する人材を着実に確保・養成する必要があります。

<今後の取組>

- 県精神保健福祉センター及びここらぼは、ギャンブル等依存症に関する基礎研修等を実施し、市町村、保健所、相談支援事業所及び医療機関等職員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。(P25 参照)
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 県保健所等においても、ギャンブル等依存症回復支援プログラムの内容を踏まえた相談支援が行えるよう、県精神保健福祉センターにおいて、保健所職員等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。(P25 参照)
〔保健医療局〕
- 本県においては、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P28 参照)
〔福祉局〕
- 消費生活相談員研修会の機会などを活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関・治療機関に関する情報の提供などに努めます。(P29 参照)
〔県民文化局〕
- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。(P30 参照)
〔福祉局〕

- ギャンブル等依存症に関する専門プログラムが医療機関において行えるよう、県精神保健福祉センターにおいて、医療機関従事者等を対象としたギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修を行います。また、名古屋市においては、依存症治療拠点機関に委託して依存症医療研修を実施します。(P36 参照)

〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

- 県精神保健福祉センター等による研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P39 参照)

〔労働局〕

- 国や県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援を担当する職員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。(P40 参照)

〔福祉局〕

- 研修実施にあたっては、社会状況の変化を踏まえて、オンラインの活用を含む効果的な研修手法により実施します。

〔保健医療局、名古屋市健康福祉局、福祉局、県民文化局、労働局〕

IV 多重債務問題等への取組

対策の方向性

- ギャンブル等依存症が多重債務問題、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の解決に資するため、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締り等の強化により、ギャンブル等依存症問題の対策を進めます。

1 多重債務問題への取組

<現状及び課題>

- 2018年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度が拡充され、ギャンブル等依存症が対象に追加されています。また、一般社団法人全国銀行協会においても、2019年3月より、同制度の運用が開始されています。
- 本県の登録貸金業者は49業者（2022年9月末）であり、各事業者においては同制度の適切な運用に取り組んでいます。
- 本県においては、2020年県計画に示したとおり、貸金業の立入検査にあたって、個人信用情報機関の登録情報の適切な使用を確認のうえ、貸付自粛制度の登録がある個人に対しては、融資に応じないことを確認及び指導しています。
- また、多重債務問題や悪質金融業者に対する相談窓口に関するパンフレットを作成し、市町村、商工会・商工会議所、貸金業関係機関等に配布し、多重債務問題等の被害軽減を図っています。

<今後の取組>

- 引き続き、貸金業に対する監督業務等を通じて、貸付自粛制度の運用状況を確認する等、適切な運用の確保に努めます。
〔経済産業局〕
- また、貸金業関係機関等と連携し、リーフレットの配布などの、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知が推進されるよう努めます。
〔経済産業局〕

2 違法なギャンブル等の取締りの強化

<現状及び課題>

- 本県警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しており、2021年中、ゲーム機等使用に係る賭博事犯を5件検挙しています。
- 2020年県計画に示したとおり、厳正な取締りによって、違法なギャンブル等は抑制されているものと思われませんが、賭博事犯は依然として発生しています。
- また、2022年基本計画について、オンラインカジノ対策の必要性の指摘を踏まえ、新たにオンラインカジノに係る賭博事犯も取締りの対象に含まれることが明記されました。
- これらを踏まえ、オンラインカジノに係る賭博事犯も含むゲーム機等使用に係る賭博事犯について、厳正な取締りの推進が必要です。

<今後の取組>

- 違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。
〔警察本部〕
- 参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。
〔警察本部〕

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議
第11項
警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関する他の施策との連携が図られるよう、相互に必要な連絡・調整を行いつつ 2023 年県計画の取組を推進します。

<連携が図られる必要がある主な関係施策等>

- ・アルコール、薬物依存に関する各施策
- ・愛知県地域保健医療計画（計画期間：2018 年度～2023 年度）
- ・健康日本 21 あいち新計画（計画期間：2013 年度～2023 年度）
- ・愛知県アルコール健康障害対策推進計画（計画期間：2017 年度～2023 年度）

- 計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成されるギャンブル等依存症対策推進協議会を設置し、意見聴取を行うことにより、適切に進行管理を行います。
- 計画に位置付けた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。
- 計画の見直しにあたっては、必要に応じて、ギャンブル等依存症問題の実態把握等に関する調査を実施します。
- 計画に係る取組を広く県民へ周知し、ギャンブル等依存症問題に対する啓発を行うために、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、啓発週間等の機会をとらえ、計画に関する積極的な周知を行います。

參考資料

ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年七月十三日号外法律第七十四号）

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則**（目的）**

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
- 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣
- 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣
- 四 総務大臣
- 五 法務大臣
- 六 文部科学大臣
- 七 厚生労働大臣
- 八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者（資料提供等）

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

（事務）

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途と

して、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

平成三十年七月五日
参議院内閣委員会

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C Aサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。
- 八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。
- 九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。
- 十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。
- 十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

第1章 基本的考え方等**第2章 取り組むべき具体的施策****I 関係事業者の取組****I-1～3 公営競技における取組**

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策に関して、関係機関及び民間団体等と協議を行い、もって本県におけるギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、ギャンブル等依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次号に掲げる事項について所掌する。

- (1) ギャンブル等依存症対策の取組の方向性に関すること
- (2) ギャンブル等依存症対策の取組の検証に関すること
- (3) ギャンブル等依存症対策基本法に基づく県計画の策定に関すること
- (4) その他ギャンブル等依存症対策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 協議会は別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合に委嘱できる補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 委員が団体の代表として選任されている場合は、検討事項等により委員に代わりその団体から代理を出席させることができる。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、愛知県保健医療局長が招集する。

- 2 愛知県保健医療局長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、協議会の内容及び関係資料を全委員に周知し、委員からの意見を集約し、同意見を反映した内容を通知することにより協議会の開催に代えることができる。
- 3 座長は協議会を統括し、協議会の進行にあたる。
- 4 やむを得ない場合には、委員の代理の者が出席し、意見を述べるができることとする。
- 5 協議会は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(協議会)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、協議会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれている事項について調査審議等を行うとき
- (2) 協議会を公開することにより、当該協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

- 2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議録は5年間保存する。

(部会)

第7条 協議会の庶務は、保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

【略】

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別 表

愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会委員

(五十音順 敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名
青木 康人	愛知県司法書士会 社会事業部長
飯田 悦子	ギヤマノン名古屋竹の子
石黒 弘喜	愛知県競馬組合総務広報課 課長
伊藤 誠治	愛知県精神科病院協会 (医療法人香流会紘仁病院 医師)
垣田 泰宏	医療法人成精会刈谷病院 院長
加藤 敬介	愛知県依存症専門医療機関 (ギャンブル等依存症) 堀クリニック 臨床心理士
兼松 道明	愛知県遊技業協同組合 専務理事
川畑 明義	蒲郡市ボートレース事業部経営企画課 課長
榊原 昌志	名古屋市健康福祉局健康部 主幹
内藤 千昭	名古屋市依存症治療拠点機関 (ギャンブル等依存症) 西山クリニック 精神保健福祉士
中新 宏	GA 名古屋
平井 宏和	愛知県弁護士会 (愛知市民法律事務所 弁護士)
福井 秀明	日本貸金業協会愛知県支部 事務長
船橋 克明	愛知県医師会 理事
増井 恒夫	愛知県保健所長会 (愛知県春日井保健所 所長)
松本 知美	ギャンブル依存症問題を考える会愛知支部 代表
山本 かおり	愛知県精神保健福祉士協会 (桶狭間病院藤田こころケアセンター 精神保健福祉士)

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過

年月日	策定経過
2018年 7月13日	ギャンブル等依存症対策基本法 公布
10月 5日	ギャンブル等依存症対策基本法 施行
2019年 4月19日	国が「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定
2020年 3月31日	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画【第1期】 公表
2022年 3月25日	国が「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を改定 (令和4年変更)
8月 1日	第1回愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会 開催
11月22日	第2回愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会 開催
12月22日 }	パブリックコメント 実施
2023年 1月20日	
2月 7日	第3回愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会 開催
3月31日	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画【第2期】 公表

2021年度第1回県政世論調査「ギャンブル等依存症について」(抄)

1 調査の目的

県民生活に関わりの深い県政の各分野の直面する様々な課題について、県民の関心や意向要望等を把握し、今後の県の県政運営に反映するための基礎資料とする。

2 調査の項目

- (1) 食育に関する意識について
- (2) 「SDGs (持続可能な開発目標)」について
- (3) 地球温暖化対策等について
- (4) 「生涯学習」に関する取組や考え方について
- (5) 障害者差別解消について
- (6) ギャンブル等依存症について**

3 調査の設計

- (1) 調査地域 愛知県
- (2) 調査対象 県内居住の18歳以上の男女
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 抽出方法 無作為抽出法
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 2021年7月1日(木)から7月20日(火)まで

4 回収結果

- (1) 標本数 3,000人
- (2) 回収数 1,647人(54.9%)

5 調査回答者の属性

総数
1,647人
100.0%

内訳

男性	女性	答えたくない わからない その他	無回答
736人	861人	25人	25人
44.7%	52.3%	1.5%	1.5%

6 調査結果の概要「ギャンブル等依存症について」

(1) これまでのギャンブル等への参加状況

「宝くじ(ロト・ナンバーズ等)」が 57.6%

これまでのギャンブル等への参加状況について、「宝くじ(ロト・ナンバーズ等)」と答えた人の割合が 57.6%と最も高く、続いて「ぱちんこ・パチスロ」(46.9%)、「競馬」(26.4%)の順となっている。

(2) 1年間のギャンブル等への参加状況

「宝くじ(ロト・ナンバーズ等)」が 32.2%

この 1 年間のギャンブル等への参加状況について、「宝くじ（ロト・ナンバーズ等）」と答えた人の割合が 32.2%と最も高く、続いて「ぱちんこ・パチスロ」（14.2%）、「競馬」（8.8%）の順となっている。

一方で、「この 1 年ギャンブル等をしていない」と答えた人の割合は 51.8%となっている。

(3) 「ギャンブル等依存症」の認知度

「聞いたことがある」が 95.6%

「ギャンブル等依存症」の認知度について、「聞いたことがあり、内容もよく知っている」（40.6%）と「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」（43.5%）と「聞いたことはあるが、内容までは知らない」（11.5%）を合わせた“聞いたことがある”と答えた人の割合は 95.6%となっている。

一方で、「知らない」と答えた人の割合は 2.8%となっている。

(4) 「ギャンブル等依存症」を知ったきっかけ

「テレビ・ラジオを通じて知った」が 75.3%

「ギャンブル等依存症」を知ったきっかけについて、「テレビ・ラジオを通じて知った」と答えた人の割合が 75.3%と最も高く、続いて「新聞・雑誌を通じて知った」（37.6%）、「家族・友人・知人を通じて知った」（12.8%）の順となっている。

(5) 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の認知度

「知らない」が 90.7%

「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の認知度について、「知っている」と答えた人の割合が 4.0%となっている。

一方で、「知らない」と答えた人の割合は 90.7%となっている。

(6) ギャンブル等による困りごとの有無

「なかった」が 72.4%

ギャンブル等による困りごとの有無について、「なかった」と答えた人の割合が 72.4%となっている。

一方で、「あった」と答えた人の割合は 19.7%となっている。

(7) ギャンブル等による困りごとがあったときの相談相手

「家族・友人・知人」が 52.5%

ギャンブル等による困りごとがあったときの相談相手について、「家族・友人・知人」と答えた人の割合が 52.5%と最も高く、続いて「専門の相談機関（医療機関・行政の窓口等）」（35.3%）、「職場の上司や同僚」（3.7%）の順となっている。

愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査(抄)

1 調査目的等

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画改定の基礎資料を得るため、令和4年5月から6月にかけて関係機関等に対し調査を実施した。

調査対象	関係機関等156箇所(医療機関23箇所・相談支援機関133箇所)
調査手法	記名自記式アンケート(メールまたは郵送による) 注 回答結果は回答機関が断定できないかたちで公表
回収状況	回収率73.1%(156箇所発送うち114箇所回収)

2 調査結果の要旨

(1) ギャンブル等依存症に対する課題と対応策

ア 医療機関分

診療上の課題として、治療中断者との関わり方やプログラム修了者の継続支援、更には家族に対する心理教育的支援等が挙げられた。また、対応策として、受診啓発等が挙げられた。

イ 相談支援機関分

(ア) 課題

- ①相談件数が少なく相談支援員の相談スキルが向上し難い
- ②保健医療相談支援機関では、金銭問題の助言が難しい
- ③消費生活相談支援機関では、依存症対応の専門的なスキルがあるわけではない
- ④消費生活相談支援機関の多重債務相談では、ギャンブル依存の把握は難しい
- ⑤相談者の主訴が生活費の不足等で当事者の自覚が乏しい
- ⑥相談者家族は即解決を求めがちで、途中リタイアが多い(家族相談全般の傾向と同様)
- ⑦相談は借金問題や家族不和等課題が複合化していることが多い
(関係機関の連携と支援方針の共有が必要であるが司令塔が不明確)

(イ) 対応策

- ①専門研修、法律関係の学習会及び保健所等との勉強会参加等による相談支援員の知見向上
- ②相談窓口に対するスーパーバイズ機能の強化
- ③専門職を配置している県の機関を要とした相談支援の展開
- ④ギャンブル等依存症は病気であるという普及啓発の実施
- ⑤専門機関や自助グループ等によるアウトリーチの対応
- ⑥家族セミナーの実施
- ⑦実務者レベルの定期的な会議開催

※ 上記の他、関連社会資源の乏しさや当該資源周知の必要性の指摘等有

(2) 行政機関に望む支援策等

ア 普及啓発

- ①継続的な普及啓発の実施(早期受診の促進に役立つため)
- ②依存症の偏見をなくす啓発やギャンブル依存の恐ろしさの啓発の実施

イ 家族への支援

ウ 人材の確保

専門研修の実施(好事例紹介等)や関係職員のスキルアップ

エ 相談支援

- ①金銭サポート
- ②分かりやすい相談窓口、自助グループ及び医療機関の案内

オ 医療提供体制の整備

精神科病院における取組の促進

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する気づき

- ① コロナの影響による孤立・孤独や困窮が、ギャンブルへの依存を深めていると感じる。
- ② 相談者から、「コロナの影響に伴う減収・離職によってストレス・貧困が生じ、現実逃避の念や自宅時間が増大したことで、ギャンブルの機会が増えた」と聞いた。
- ③ 巣籠もり時間の増大とともにネットギャンブルの増加に拍車がかかったと思う。一人の時間が多くなり、周囲がギャンブル依存に気づき難くなっていると思う。
- ④ インターネットを通じて公営ギャンブルに気軽に参加できるようになったため、今後もギャンブル依存は増えていくと思う。
- ⑤ オンラインミーティングにより遠方の人との交流やグループへの参加が容易になる等、新たなつながりも持てるようになった。
- ⑥ 相談が減少しギャンブル等依存症に関する状況把握が困難となっている。

(4) その他

- ① 現状では、ギャンブル等依存症の問題が顕在化していないケースも多く、把握しきれていないと思う。
- ② 保健所への相談件数が少ない。
引き続き、普及啓発や相談窓口の周知に尽力することが重要である。
- ③ ギャンブル依存は病気だと認識させたい。相談先の分かる啓発チラシがあれば配布したい。
- ④ SNS等を活用した時代に合った啓発方法を検討できると良い。
- ⑤ 医療機関が中心となって専門的なプログラムを実施して欲しい。
専門的なプログラムが実施可能な医療機関が増えると良い。
- ⑥ 相談支援機関と医療機関同士の顔の見える関係の構築が必要である。
相談機関と医療機関のお互いの役割や専門性の見える化が必要である。
- ⑦ 本自治体では相談実績がないため、連携して対応した事例の共有ができると良い。
- ⑧ 現金を使わなくともギャンブルができる時代で、今後も依存症の増加が見込まれる。
支援の整備も重要だが、依存に陥ってしまう環境を減らす仕組みにも取り組めると良い。
しかし、難しい課題である。

第2期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画

2023年3月発行

愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室

郵便番号 460-8501

住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2

電 話 052-954-6622 (ダイヤルイン)

F A X 052-954-6920

U R L <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/>